

令和 7 年 6 月

町会長 様

健康部生活衛生課長

民泊についてのアンケートのお願い

平素より、保健衛生行政にご協力いただきありがとうございます。

住宅宿泊事業法が平成 30 年 6 月 15 日に施行され、令和 7 年 6 月で 7 年が経過しました。地域住民の方からは、騒音、ゴミの不適切管理、タバコのポイ捨て等、民泊施設に対する苦情・相談が多く寄せられています。区では、これらの問題に対処するため、条例・規則を見直し、改正することを検討しています。

町会長の皆様におかれましては、地域住民の皆様から相談を受けているかと思えます。つきましては、町会長の皆様のご意見やご要望をお聞かせいただき、条例・規則の改正に反映させていただきたいと考えております。お手数おかけしますが、ご協力をお願いします。

回答は、返信用封筒にアンケートを入れ、令和 7 年 6 月 27 日金曜日までに投函をお願いします。

健康部生活衛生課環境衛生グループ

田口・石塚

住所：豊島区東池袋 4-42-16

電話：03(3987)4176

FAX：03(3981)5452

住宅宿泊事業（民泊）アンケート

地区

町会名 _____

住宅宿泊事業法が施行され、7年が経過しました。豊島区では、住宅宿泊事業施設（民泊施設）が大変増加しております。その中で、町会として住宅宿泊事業施設（民泊施設）について、困ったことについて御意見をいただきたくアンケートを作成いたしました。

お手数おかけしますが、回答をお願いいたします。

1. 住宅宿泊事業施設（民泊施設）が町会内にでき、今までに困ったことはありますか？

あてはまるものに○をつけてください。

- () 困ったことがある
() 困ったことはない

2. 住宅宿泊事業施設（民泊施設）について、今までに困ったこととして、あてはまるもの全てに○をつけてください。

- () 騒音
- () ゴミ
- () 標識が貼っていない
- () 標識の緊急連絡先がつかない
- () 鍵の受け渡しが対面で行われていない
- () 同居型だが、人がいない
- () インターフォンの押し誤り
- () たばこ
- () 民泊施設ができると不安である
- () 周知文を受け取っていない
- () キーボックスがついている
- () その他（以下にお書きください）

- $$\left[\begin{array}{c} \text{[Blank space for answer]} \end{array} \right]$$

お忙しい中、ありがとうございました。

6月27日金曜日までに、返信用封筒にてご返送ください。